

令和2年3月吉日

(公社) 船橋法人会
会 員 各 位

(公社) 船橋法人会
税制委員長 古澤 和一郎

「税制改正に関するアンケート」へのご協力をお願い

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から船橋法人会の事業活動に深いご理解と多大なご協力・ご支援を賜り心から厚くお礼申し上げます。

さて、法人会活動の大きな事業の一つに、政府に対する「税制改正に関する提言・要望」があり、全法連作成の「税制改正に関するアンケート」により、税制改正に関する提言や要望事項を行いたいと考えております。

なお、アンケートのみならず、税制に関するご意見がありましたら、別紙様式に記入の上、ご提出願います。

謹白

アンケートの回答期限：令和2年4月1日（水）

アンケートの回答方法：郵送又はFAX

アンケートの提出場所：(公社)船橋法人会事務局

船橋市東船橋4-14-22

電 話：047-425-2701

FAX：047-425-3228

(アンケート回答用紙の記入は○を塗りつぶしてください。)

令和3年度税制改正に関するアンケート

公益財団法人 全国法人会総連合

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられました。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直し等が行われました。（「令和2年度税制改正大綱」より）。

こうした状況を踏まえ、全法連では2月13日開催の税制委員会で令和3年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手いたしましたが、その参考として会員の意向を把握するために、単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、後記アンケート項目について、その回答を別添回答用紙に記入の上、所属単位会の指定する期日（単位会経由 全法連着4月23日締切）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、回答にあたっては「税制改正大綱の概要解説」（2・3ページ）を参考にいただければ幸いです。

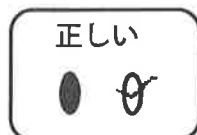
* 回答用紙は機械による自動読み取りを行うため、下記の要領でご記入下さい。

— 回答用紙記入に際しての注意点 —

【選択肢】

正：○ を塗りつぶすか、✓ をつけて下さい。

誤：○ の外側に記入されたり、線が薄い場合は読み取れませんのでご注意下さい。



【自由記述欄】

回答欄におさまるように、はっきりとご記入下さい。

【FAXで回答用紙を送信する場合】

自動読み取りの精度向上のため、縮小しないで送信して下さい。

1. 法人税

【改正の概要】

（1）中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。また、交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金算入できる措置（大法人も適用可）については、資本金の額等が100億円超の法人を適用から除外した上で、適用期限が2年延長されます（中小法人の場合は、交際費課税の特例措置との選択適用）。

（2）少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

中小企業等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却することができる特例について、①対象法人から連結法人を除外、②常時使用する従業員数の要件を500人以下（改正前1,000人以下）に引き下げたうえで、適用期限が2年延長されます。

（3）オープンイノベーションに係る措置

事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額を所得控除できる措置が創設されます（なお、一定期間内に出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入）。

（4）大企業に投資や賃上げを促す措置

- ①収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対し、研究開発税制など租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割超（改正前1割超）とする措置が講じられます。
- ②大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の95%以上（改正前90%以上）とする措置が講じられます。

法人税では、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の設備投資の促進や経済活動を支援する観点から、適用要件が見直された上で、中小企業向け税制措置の適用期限が延長等されました。また、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられました。

2. 個人所得課税

【改正の概要】

(1) NISA制度の見直し・延長

- ① つみたてNISAが5年延長されます。
- ② 一般NISAについては、一階で積立投資を行っている場合には、二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直された上で、5年延長されます。
- ③ ジュニアNISAについては、2023年末で終了。

(2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

- ① 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除が適用されます。
- ② 寡婦(夫)控除について
 - ・ 寡婦に寡夫と同等の所得制限(所得500万円)が設けられます。
 - ・ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外となります。
 - ・ 子ありの寡夫の控除額が、子ありの寡婦と同額(所得税27万円⇒35万円、個人住民税26万円⇒30万円)となります。

家計の安定的な資産形成を促進する観点から、NISA制度が見直されました。また、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性ひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための措置が講じられました。

3. その他

【改正の概要】

(1) 消費税の申告期限の延長

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。

(2) 地方拠点強化税制の見直し

地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額を3年間で最大120万円(改正前90万円)拡充されます。

(3) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直し

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、手続きの抜本的な簡素化・迅速化が図られるほか、税額控除割合が6割(改正前3割)に引き上げられます。

首都圏から地方に移転する企業が地方拠点強化税制をより積極的に活用するよう促すため、雇用の増加に対するインセンティブを強化する見直しが行われました。また、志ある企業の地方への寄付による地方創生の取組みへの積極的な関与を促すことにより、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制が見直されました。

問1 法人税／法人実効税率

我が国の法人実効税率は29.74%（資本金1億円超の企業の場合）ですが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっています。アメリカでは、これまで約41%であった法人実効税率が約28%に引き下げられました。そして、フランス（現行31.0%）でも、税率が段階的に引き下げられ、2022年には25%となる見込みです。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- ④ わからない
- ⑤ その他

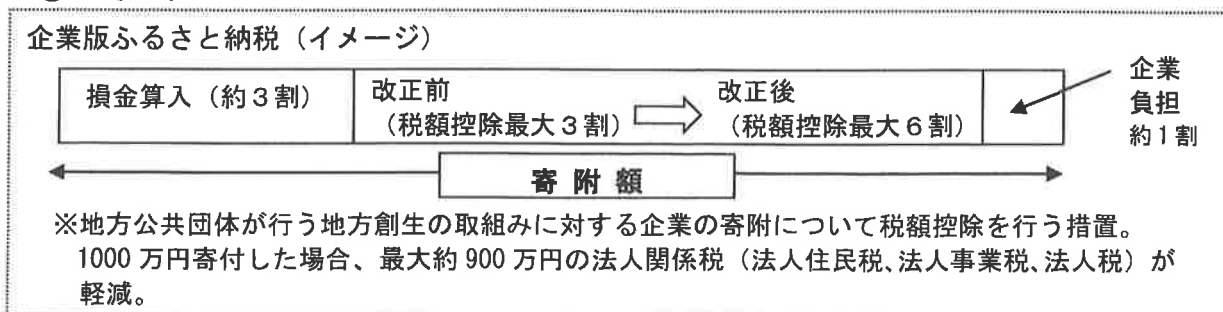
「課税ベースの拡大」とは、法人課税のかかる範囲や対象を広げること。平成27・28年度税制改正では、法人税率引き下げに際し「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、大企業のみを対象に外形標準課税の拡大や欠損金繰越控除等の改正が行われ、代替財源が確保されました。

※中小法人の場合、年所得800万円以下の実効税率は約23%、年所得400万円以下の実効税率は約21%となります。

問2 法人関係／企業版ふるさと納税

令和2年度税制改正では、企業に地方創生の取組への積極的な関与を促すとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、さらに寄附しやすくなるよう税額控除割合が3割から6割に引き上げられました。あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。

- ① 税額控除割合が大幅に拡充されたので、寄附を検討したい
- ② 寄附を行う予定はない
- ③ わからない
- ④ その他



問3 事業承継／納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

- ① 特例承継計画を提出した
- ② これから特例承継計画を提出する予定である
- ③ 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- ④ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

問4 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制についてどのように考えますか。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める
- ③ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ④ その他

問5 消費税／軽減税率制度

令和元年10月より消費税の軽減税率制度が実施されました。あなたの会社で特に負担を感じている点があれば、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 会計時の確認（テイクアウト又はイトインなど）
- ② 適用税率に関する取引先や消費者からの問い合わせ
- ③ システム変更等のコスト負担
- ④ 軽減税率についての社員教育
- ⑤ 適正な価格表示
- ⑥ 繁雑な経理処理
- ⑦ 同時に実施されたキャッシュレス消費者還元事業への対応
- ⑧ 特に負担を感じない
- ⑨ その他

問6 消費税／価格転嫁

消費税率が10%に引き上げられましたが、あなたの会社の価格転嫁の状況についてお伺いします。

- ① 全額転嫁できている
- ② 大部分は転嫁できている
- ③ 一部しか転嫁できていない
- ④ 全く転嫁できていない
- ⑤ その他

問7 消費税／価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示（総額表示）が義務付けられています（令和3年3月末日までは、一定の要件のもと税抜価格の表示も認められています）。軽減税率が導入されたことも踏まえて、価格表示について、事業者の立場からどのように考えますか。

- ① 総額表示にすべき
- ② 外税表示にすべき
- ③ 価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式を委ねるべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

問8 消費税／適格請求書等保存方式

令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ わからない
- ④ その他

問9 地方税／固定資産税①

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。

- ① 地方の基幹税として課税強化を図るべきである
- ② 現状程度の負担でよいと思う
- ③ 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである
- ④ わからない
- ⑤ その他

問10 地方税／固定資産税②

固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点は何ですか。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

問11 厚生年金の適用範囲の拡大

政府では、働き方の形態にかかわらず全ての世代が安心して働くことができ、老後の安心を確保するために、厚生年金の適用範囲の拡大が検討されています。現在、パート等（週労働時間20～30時間）について、厚生年金への加入が適用される企業規模要件は「従業員501人以上」ですが、令和4年には「従業員100人超」、令和6年には「従業員50人超」の企業にまで拡大される見込みです。厚生年金の適用範囲が拡大されることについて、どう考えますか。

- ① パート等の老後の安心を確保するためにはやむを得ない
- ② 中小企業への影響（保険料の労使折半等）が大きいことから反対である
- ③ わからない
- ④ その他

- ◆ 法人会提言では、マイナンバー制度について、マイナンバーカードの低い普及率をどう高めるかが重要であり、政府には制度の普及・定着に向け、プライバシー保護に全力を入れつつ、さらなる方策をとることを求めています。この度、内閣官房より各団体等の会員企業等に対してマイナンバーカード取得促進に向けたアンケート依頼（問 13「従業員の取得状況」）がありましたので、税制アンケートと併せてご協力をお願い致します。

問 12 マイナンバーカードの取得状況（個人）

政府はマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、令和2年9月には、マイナンバーカードを利用した消費活性化策が講じられることとなっています。また令和3年3月からはマイナンバーカードが「健康保険証」としても利用できるようになります。あなたは、マイナンバーカード（写真入りのカード）を取得していますか。

- ① 取得している
- ② 現在、申請中である
- ③ これから申請したい
- ④ 申請する予定はない

問 13 マイナンバーカードの取得状況（従業員）

これまで年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面（ハガキ等）を勤務先に提出していました。令和2年10月からは保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等（従業員は、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを経由して取得）を勤務先に提出することが可能となります。あなたの会社における従業員のマイナンバーカード（写真入りのカード）の取得状況についてお聞かせください（わかる範囲で結構です）。

- ① 0 ～ 20%
- ② 20～50%
- ③ 50～80%
- ④ 80%以上
- ⑤ 概ね全て
- ⑥ 不明

・マイナポータルとは、子育てに関する行政手続きをワンストップできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする自分専用のウェブサイトのことです。

・本手続きにより、従業員が行う控除申告書の作成から給与担当者への提出、給与担当者が行う年税額の計算まで全てをデータによる処理が可能となり、年末調整手続きが簡便化されます。

令和3年度税制改正に関するアンケート調査回答用紙



提出先法人会		回答期限	
--------	--	------	--

問 1					問 2				問 3						問 4			
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

問 5									問 6					問 7				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

問 8				問 9					問 10					
①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

問 11				問 12				問 13					
①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	⑥
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■貴社についてお答えください。

1. 会員区分 税制委員 役員(税制委員を除く) 一般会員
2. 所属する法人会の所在地 東京 神奈川 千葉 山梨 埼玉 茨城
 栃木 群馬 長野 新潟 北海道 宮城 岩手 福島
 秋田 青森 山形 愛知 静岡 三重 岐阜 石川
 福井 富山 広島 山口 岡山 鳥取 島根 香川
 愛媛 徳島 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分
 鹿児島 宮崎 沖縄
3. 主たる業種について 製造業 建設・土木・不動産 卸売・小売・飲食
 サービス その他
4. 資本金について 1千万円以下 1千万円超～5千万円以下 5千万円超～1億円以下
 1億円超～3億円以下 3億円超～5億円以下 5億円超
5. 従業員数について 4人以下 5～19人 20～99人
 100～299人 300人以上
6. 前事業年度の申告状況について 黒字申告 赤字申告 回答保留・その他



QRコードは、アンケートの自動読取処理に利用するものです。



*税制に関するご意見がありましたら下記にご記入ください。



A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for providing comments or opinions on tax regulations.



00000000iOK

